

2010
AUGUST

社会保険さが

NO.726

8

葉月

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

財団法人 佐賀県社会保険協会
〒840-0816佐賀市駅南本町6-4
佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377
http://www.syahokyo-saga.or.jp/



■鳥栖市 ベストアメニティストジアム

今月の記事

● 日本年金機構

- 平成22年9月1日から「嘱託として再雇用された方の被保険者資格の取扱い」が一部変更になります 2
- 各種適用関係届書の送付先 2
- 国民年金にはこんなメリットがあります！ 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- 傷病手当金 4,5

● (財)佐賀県社会保険協会

- 第3期 初心者向け社会保険事務講習会 6
- 健康づくり(ウォーキングマップ) 7

- 年金相談窓口開設等のご案内 8
- 一般的な年金相談に関するお問い合わせは 8
- 賞与支払届の提出をお忘れなく!! 8

● 社会保険料は納期内に納付しましょう。 職場内で回覧しましょう。

日本年金機構

平成22年9月1日から

「嘱託として再雇用された方の
被保険者資格の取扱い」が

一部変更になります



現在、65歳未満の老齢厚生年金の受給者で、**定年による退職後**、継続して再雇用された、いわゆる「定年退職再雇用」の方については、事業主様と従業員様の使用関係が一旦中断したものとみなし、「被保険者資格喪失届」及び「被保険者資格取得届」を提出していただいております。

平成22年9月1日からは、65歳未満の老齢厚生年金の受給者で、**定年によらずに退職した後**、継続して再雇用された場合についても、使用関係が一旦中断したものとみなし、「被保険者資格喪失届」及び「被保険者資格取得届」を提出していただく取扱いとなります。

改正前

- ① **定年による退職後**、継続して再雇用されていること。
- ② 定年による退職であることを明らかにできる書類（就業規則の写し、退職辞令の写し等）があること。

新旧比較表



改正後

- ① 退職後、継続して再雇用されていること。
- ② 退職後新たな雇用契約を結んだことを明らかにできる書類（事業主の証明等）があること。

※ご注意ください！

65歳未満で老齢厚生年金を受けることができない方（年金を受けることができるが、年金請求をされていない方は除く）が退職後、継続して再雇用された場合等は、報酬が大幅（2等級以上）に下がれば、現行どおり「月額変更届」をご提出していただき、報酬が下がってから4ヶ月目に随時改定を行うこととなります。

各種適用関係届書の送付先

資格取得届・資格喪失届・被扶養者異動届・賞与支払届・算定基礎届・月額変更届など適用関係の各種届書を提出される場合は、以下の所在地へ直接送付いただきますようお願いいたします。



〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル 5F

日本年金機構 佐賀事務センター



※佐賀事務センターは駐車場（駐車券）がございませんので、届書等をご郵送いただきますようお願いいたします。

国民年金には こんなメリットがあります!



国民年金は、 終身保障されます。



国民年金(基礎年金)は、生涯にわたって受けることができます。

国民年金は、働く世代が高齢者の世代を支えるしくみです。現在、現役のあなたが高齢者世代を支え、将来高齢者になったあなたをそのときの現役世代が支えます。

そのため、生涯にわたって年金を受けることができます。



国民年金の保険料は、 全額社会保険料 控除の対象!



国民年金の保険料は、確定申告の際、全額社会保険料控除として認められています。

来年の確定申告時には、平成22年1月1日から平成22年12月31日までに納付された国民年金保険料が控除の対象になります。



国民年金は、国が運営する制度です。

基礎年金への国の 負担が1/2へ 引き上げられています。



国民年金制度は、長期的な視点に立ち、将来を見据えて、国が責任を持って運営しています。

そして、国民年金(基礎年金)への国の負担は、平成21年度から1/2へ引き上げられています。

国民年金には、 障害年金・遺族年金も あります。



国民年金には、老後の生活を保障する老齢年金だけでなく、病気や事故で障害が残ったときの障害年金や亡くなったときにご遺族の方に支給される遺族年金などもあります。

ただし、これらの年金を受けるためには、障害の程度や遺族の方の続柄・年齢等の一定の要件のほかに、国民年金制度に加入して保険料をきちんと納付してあることなどの要件も必要です。

年金の種類

老齢年金

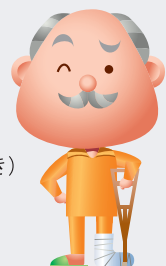
(年をとったとき)

障害年金

(事故などで障害となったとき)

遺族年金

(亡くなったとき遺族へ)



国民年金の加入手続など、ご不明な点がございましたら、年金事務所までお尋ねください。

お問い合わせ先
佐賀年金事務所国民年金課 TEL0952-31-4194
唐津年金事務所国民年金課 TEL0955-72-5163
武雄年金事務所国民年金課 TEL0954-23-0123

傷病手当金

被保険者が病気やケガで仕事を休んだとき

被保険者が、勤務中・通勤中以外の時に起こった病気やケガの療養のために休業する場合、申請により傷病手当金を受給することができます。

受給条件 すべての条件を満たすときに受給できます。

- 病気、ケガで療養中である (医師が労務不能と認めている)
- 4日以上連続で仕事を休んでいる
(初めの3日間は待期間となり支給されません)
- 給与の支給がない
(給与が一部支給されている場合は、傷病手当金支給額と調整されます)



支給額 標準報酬日額の3分の2 × 休んだ日数

- 標準報酬日額は、標準報酬月額を30日で割った額です。(10円未満四捨五入)

支給期間 受給開始日から数えて1年6ヶ月です。

申請書名	健康保険傷病手当金支給申請書
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 初 回 申請期間と、その前1ヶ月分の賃金台帳(写)・出勤簿(写) ● 2回目以降 給与の支給があるときのみ賃金台帳(写)・出勤簿(写) ● 障害年金を受給している場合、退職後の請求で老齢年金を受給している場合は年金証書(写)または年金額改定通知書(写)
提出時期	労務不能であった日ごとにその翌日から2年以内
申請者	被保険者

【お問い合わせ先】



全国健康保険協会 (協会けんぽ) 佐賀支部

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階

TEL 0952-27-0611

佐賀全国健康保険協会

検索





申請するときの注意

以下は不備が多い個所です、提出前にご確認をお願いします。

被保険者が記入するところ

- 「振込希望口座」の記入漏れ
- 「負傷原因記入欄」の記入漏れ(外傷の場合のみ)
- 「療養のために休んだ期間(申請期間)」の不備

療養のために休んだ期間(申請期間)	平成 22年 8月 16日 から	31日間
	平成 22年 9月 15日 まで	

・数え間違いはありませんか

・記入漏れはありませんか
・医師が労務不能と認めていない期間を記入していませんか

事業主が証明するところ

- 賃金台帳・出勤簿(タイムカード)の写しの添付漏れ

- 賃金台帳・出勤簿は、申請期間とその前1ヵ月分が必要です。

例:申請期間が8/16~9/15で、給与の締日が末日の場合。

申請期間を含む給与計算期間分(8/1~9/30)と、その前1ヵ月分(7/1~7/31)を添付して下さい。

療養担当者が意見を記入するところ

患者氏名	保険 太郎	療養の給付開始年月日(初診日)	(1) 22年 8月 15日
傷病名	(1) 鎖骨骨折	傷病または負傷の原因	左肩部強打
発病または負傷の年月日	平成 22年 8月 15日	療養費用の別	自費 公費 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
労務不能と認められた期間	22年 8月 16日から 31日まで	療養期間	5日
申請期間	22年 8月 16日から 9月 15日まで	証明日	平成 22年 9月 15日
療養期間中の「主たる症状および経過」	鎖骨を骨折し、8/15初診。鎖骨バンドで鎖骨を固定。固定するまで安静とし、固定後リハビリが必要。 症状経過からみて従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見 骨折した部位が固定するまで安静が必要で、固定後よりリハビリが必要であったため。		
人工透析を実施または人工臓器を装着した日	療養・平成 年 月 日		
人工透析を実施または人工臓器を装着したとき	人工臓器の種類 人工透析 療養 証明日		
上記のとおり相違ありません。	平成 22年 9月 15日		
医療機関所在地	佐賀市〇〇		
医療機関の名称	〇〇病院		
医師の氏名	保険 五郎		

・氏名、初診日の記入漏れはありませんか

・申請期間と一致していますか
・日数「〇日間」の記入漏れはありませんか、数え間違いはありませんか。

・「労務不能と認められた期間」が証明日以前の期間ですか
「労務不能と認められた期間」は証明日以前の期間のみ有効です。

例えば、労務不能と認められた期間が8月16日~9月15日で、証明日が9月10日だった場合、証明日より後の期間である9月11日~15日の証明は無効となり、支給は9月10日までとなります。

・別紙に証明を受け、申請書に貼り付けて提出される場合は、割印が必要です。
・訂正された箇所がある場合は、訂正印が必要です。

(財)佐賀県社会保険協会

平成22年度
第3期

初心者向け社会保険事務講習会

初心者及び社会保険事務経験1～2年の担当者を対象として、健康保険と年金の制度のしくみや給付実務・事務手続き等についての講習会を開催いたします。

地 区	日 時	会 場
鳥 栖 会 場	平成22年10月13日(水)	鳥栖市中央公民館 鳥栖市宿町807-17
唐 津 会 場	平成22年10月14日(木)	唐津市民会館 唐津市西城内6-33
佐 賀 会 場	平成22年10月19日(火)	アバンセ 佐賀市天神3-2-11
武 雄 会 場	平成22年10月20日(水)	武雄市文化会館 武雄市武雄町武雄5538-1

●実施時間/各会場共通:13:30受付 13:50開始 16:00終了

募集定員 各会場とも30名(定員になり次第締め切ります)

※1事業所2名までの参加をお願いします。
受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者 社会保険事務新任者及び社会保険事務経験1～2年の方

講 師 社会保険労務士

参加費 会員事業所は無料(平成22年度会費未納事業所は資料代等として500円)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**郵送**または**FAX**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

次回～第4期●県内4会場にて平成23年1月開催予定

主催/財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県健康保険委員・年金委員会

〈キトリ線〉



社会保険事務講習会 参加申込書

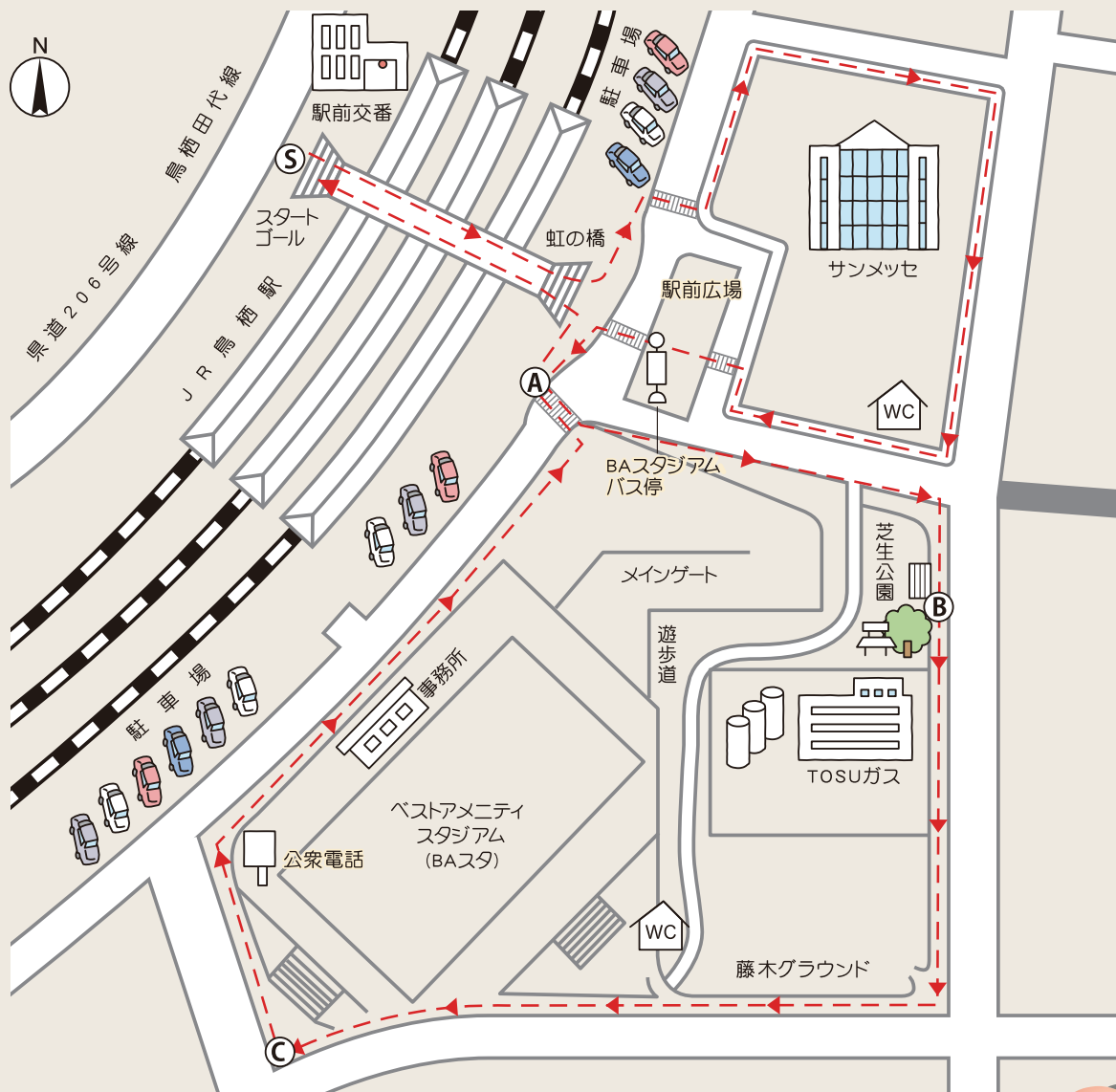
会 員 番 号				☎おわかりになる範囲で結構です。
参加希望会場・日時	(佐賀 ・ 鳥栖 ・ 武雄 ・ 唐津)	会場/平成	年 月 日()	
参加者氏名(2名まで)				
事 業 所 名				
事 業 所 所 在 地	〒			電話番号 ()

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

No.4 佐賀県 ウォーキングマップ

元気はつらつBAスタ周辺コース

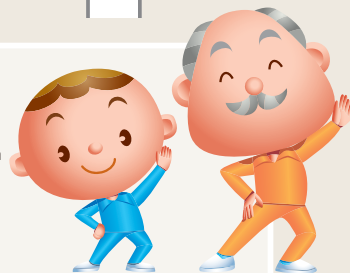
起点の所在地 ●鳥栖市京町



コースの距離と時間 (総距離・時間：2.2km・27分)

- ⑤JR鳥栖駅 → (サンメッセ経由) 0.9km 10分 → ④BAスタ入口横断歩道 0.2km 3分
0.2km ↑ 3分
④BAスタ入口横断歩道 0.5km 6分 → ③BAスタ南側階段 0.4km 5分 → ②芝生広場

元気な方は芝生でストレッチや2つの階段の昇り降りを加えてもよいコースです。夜はライトもつくので安心です。



●年金相談窓口開設等のご案内

平成22年9月 相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
			1 多久市役所 (予約)	2 鳥栖市役所 (予約)	3 伊万里市役所 (予約)	4
5	6 延長相談 19時まで	7 鹿島市民会館 (予約)	8 有田町役場 東庁舎 (予約)	9 鳥栖市役所 (予約)	10 伊万里市役所 (予約)	11 休日相談日
12	13 延長相談 19時まで	14 基山町役場 (予約)	15 多久市役所 (予約)	16 鳥栖市役所 (予約)	17 伊万里市役所 (予約)	18
19	20	21 年金事務所 延長相談 鹿島市民会館 (予約)	22 佐賀県陶磁器 工業協同組合 (予約)	23	24 伊万里市役所 (予約)	25
26	27 延長相談 19時まで	28 基山町役場 (予約)	29	30		

《出張相談(予約制) 相談時間10:00~15:00》

出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 佐賀県陶磁器工業協同組合	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

《県内年金事務所における相談時間》

平日	8:30~17:15
毎週月曜日	8:30~19:00(休日の場合は翌日)
第2土曜日	9:30~16:00

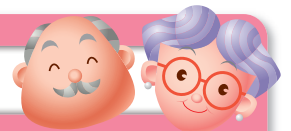
※予約相談も受付けておりますので、各年金事務所へお申し込みください。

● 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30~16:00
「社会保険労務士によるねんきん定期便・特別便窓口」も一部併設しております。
相談時間 10:00~15:00

※健康保険に関する相談につきましては、「全国健康保険協会佐賀支部」へお問い合わせください。 ☎0952-27-0611

一般的な年金相談に関するお問い合わせは

『ねんきんダイヤル』0570-05-1165(ナビダイヤル)



ご利用方法(ナビダイヤルの場合)

自動音声応答の後にご用件の番号をお選びください。

- 一部のIP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。
- 大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金)はご負担頂くようお願い申し上げます。
- 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

(受付時間)●月~金曜日:午前8時30分から午後5時15分まで ●第2土曜日:午前9時30分から午後4時まで

- 祝日・12月29日~1月3日はご利用いただけません。
- オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。
- お電話の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- 自動音声応答の番号及び内容は追加・変更される場合があります。



賞与支払届の提出をお忘れなく!!

賞与に係る保険料も、将来の年金に反映されます

- 賞与(ボーナス)を支給した場合は、5日以内の提出をお願いします。
- 「賞与支払届」(紙様式またはフロッピーディスク)に「賞与支払届総括表」を添付のうえ、提出してください。
- 賞与支払予定月に支給がなかった場合は、「賞与支払届総括表」の「不支給 1」に○印をつけて提出してください。

社会保険料は納期内に納付しましょう。

平成22年8月分保険料の納付期限は**平成22年9月30日(木)**です。

ご注意ください!!

※平成22年8月分の社会保険料計算に係る届書は9月6日(月)までに到着するようお届けください。その後到着した場合は平成22年8月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。